

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年度春日井市一般会計補正予算
(第8号) を次のとおり専決処分する。

令和6年1月18日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度春日井市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ805,249千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,482,852千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		20,799,382	805,249	21,604,631
	2 国庫補助金	5,759,790	805,249	6,565,039
歳入合計		121,677,603	805,249	122,482,852

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		56,715,601	805,249	57,520,850
	1 社会福祉費	30,738,650	805,249	31,543,899
歳出合計		121,677,603	805,249	122,482,852

令和 5 年度

春日井市一般会計補正予算（第 8 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	20,799,382	805,249	21,604,631
歳入合計	121,677,603	805,249	122,482,852

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	56,715,601	805,249	57,520,850	805,249				
歳出合計	121,677,603	805,249	122,482,852	805,249				

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
2(項) 国庫補助金	5,759,790	805,249	6,565,039
1(目) 総務費国庫補助金	2,398,712	805,249	3,203,961

(3) 歳 出

3(款) 民生費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1(項) 社会福祉費	30,738,650	805,249	31,543,899	805,249				
1(目) 社会福祉 総務費	12,051,354	805,249	12,856,603	805,249				

節		金額	説明
区分			
1	総務費 補助金	805,249	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

節		金額	説明
区分			
10	需用費	76	物価高騰対応重点支援給付金事業（住民税均等割のみ課税世帯等） 需用費の内訳 消耗品費 76
11	役員費	3,324	
12	委託料	21,349	
13	使用料及び 賃借料	500	
18	負担金、補助 及び交付金	780,000	